

第8次三重県医療計画（在宅医療）
積極的な役割を担う医療機関の
位置づけについて

積極的な役割を担う医療機関の位置づけについて

在宅医療の体制構築に係る指針

(医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

在宅医療において積極的な役割を担う医療機関の位置づけ

退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの各体制に掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。

- 目標
 - ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
 - ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
 - ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
 - ・ 患者の家族等への支援を行うこと

積極的な役割を担う医療機関の位置づけについて（厚生労働省指針）

- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項
 - ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
 - ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
 - ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受けられる機会等の確保に努めること
 - ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
 - ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
 - ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

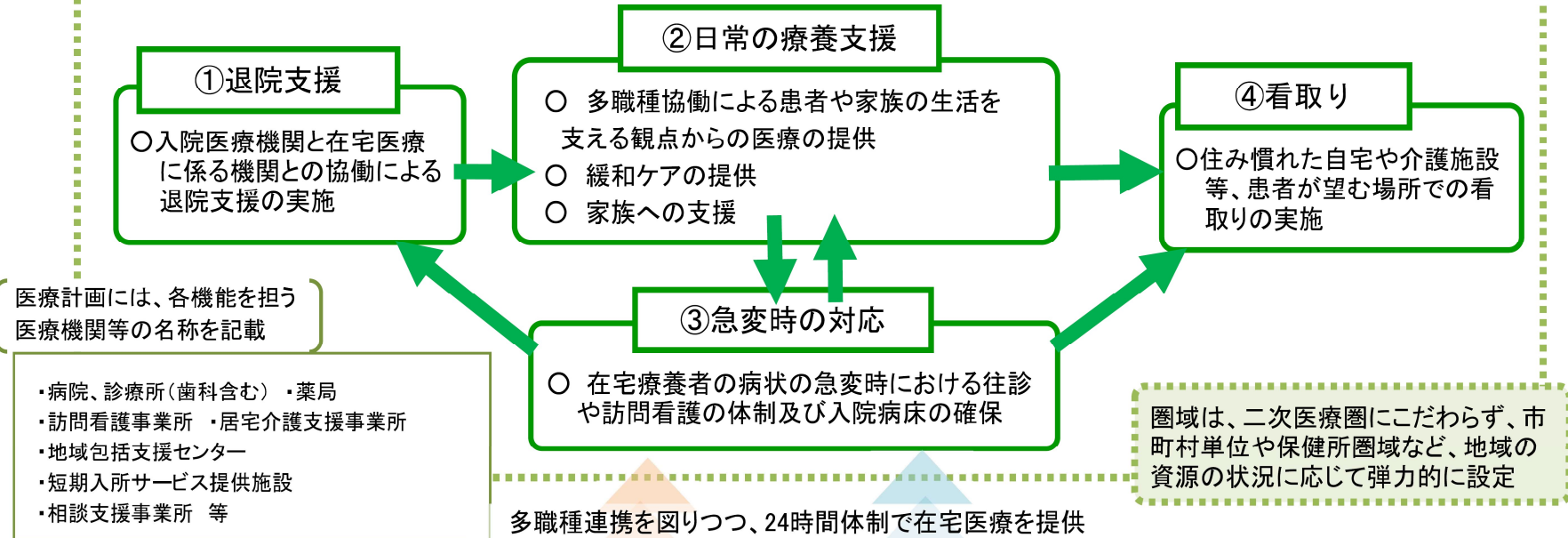
在宅医療の体制について

第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するWG
資料
平成30年5月23日
1改

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
 - ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
 - ・他医療機関の支援
 - ・医療、介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援

- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅療養支援病院 等

在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
 - ・地域の関係者による協議の場の開催
 - ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
 - ・関係機関の連携体制の構築 等

- ・市町村・保健所
- ・医師会等関係団体 等

在宅医療の体制構築に係る指針（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より

(参考資料) 令和4年度診療報酬改定の概要より
 (出典：厚生労働省保健局医療課令和4年3月4日版)

令和4年度診療報酬改定 I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-①

在支診・在支病の施設基準 (参考)

	機能強化型在支診・在支病				在支診在支病	(参考) 在宅療養後方支援病院
	単独型		連携型			
	診療所	病院	診療所	病院		
全ての在支診・在支病の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 24時間の往診体制 ③ 24時間の訪問看護体制 ④ 緊急時の入院体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している ⑦ <u>適切な意思決定支援に係る指針を作成していること</u>					
全ての在支病の基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別であること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関にあっては280床未満					○ 許可病床数200床以上 ○ 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保 ○ 連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診療が24時間可能な体制を確保(病床の確保を含む) ※ やむを得ず当該病院に入院させることができなかった場合は、対応可能な病院を探し紹介すること ○ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望患者の一覧表を作成
機能強化型在支診・在支病の基準	⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上		⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 連携内で3人以上			
	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 10件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>		⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績 10件以上各医療機関で4件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>		
	⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか4件以上		⑨ 過去1年間の看取りの実績 連携内で4件以上 かつ、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか2件以上			
	⑩ <u>市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において在宅療養支援診療所以外の診療所等と連携することや、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい</u>					

※：赤字は令和4年度診療報酬改定における変更点

「在宅医療および退院支援アンケート調査」

調査結果概要

- 県内病院・有床診療所
 - 対象施設数：108施設
(病院93施設 + 有床診療所15施設)
 - 回収数：52施設 (回収率：49.1%)
- 診療所
在宅療養支援診療所
(令和5年4月1日時点)
令和4年度居宅療養管理指導算定
診療所
 - 対象施設数：201施設
回収数：126施設
(回収率：62.7%)

実施方法・時期

- 実施方法：web及び紙のハイブリッド方式
- 実施時期：令和5年7月3日～8月4日

「役割を担うことは可」と回答のあった医療機関数

二次	構想	病院	診療所
医療圏	区域		
北勢	桑員	3	9
	三泗		16
	鈴亀	1	16
中勢伊賀	津	2	16
	伊賀	2	3
南勢志摩	松阪	3	18
	伊勢志摩	2	16
東紀州	東紀州	2	5
三重県		15	99

積極的な役割を担う医療機関の位置づけについて

現状

- 在宅医療を担う医療機関名簿を医療計画（県ホームページ）で公表（年1回更新）（参考資料2 参照）

意向調査からの意見

- 意向調査で、「積極的な役割を担う医療機関として位置付けること」の公表を辞退される医療機関があった。
- 診療所の体制によっては公表を望まない、今後の在宅医療へのかかわりを縮小していくとの意見があった。

医療計画への記載方法について

- 基本的な考え方として、在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所を積極的な役割を担う医療機関として位置付けたい。但し、公表を望まない医療機関は位置付けないこととする。
- 居宅療養管理指導算定診療所やそれ以外の在宅医療で在宅医療に尽力されている医療機関の位置づけは公募してはどうか。
- 現行の在宅療養支援病院・診療所の名簿に追記してはどうか。

積極的な役割を担う医療機関の名簿（イメージ）

在宅医療を担う医療機関名簿（令和〇年〇月〇日現在）

医療圏	構想区域	市町	医療機関	医療機能						積極的な役割を担う医療機関
				在宅療養支援診療所・病院						
				「機能強化型 単独型」の在宅療養支 援診療所※1	「機能強化型 連携型」の在宅療養支 援診療所※2	「従来型 の在宅療養支援診療所」※3	「機能強化型 単独型」の在宅療養支 援病院※4	「機能強化型 連携型」の在宅療養支 援病院※5	「従来型 の在宅療養支援病院」※6	
北勢	桑員	桑名市	〇〇病院				○			○
北勢	桑員	桑名市	居宅療養管理指導算定診療所等							○
北勢	三四	四日市市	△△診療所		○					○
北勢	三四	四日市市	居宅療養管理指導算定診療所等							○
・	・	・								
中勢伊賀	津	津市	□□病院				○	○		
中勢伊賀	津	津市	☆☆クリニック	○						○
中勢伊賀	津	津市	居宅療養管理指導算定診療所等							○
・	・	・	・							
・	・	・	・							
・	・	・	・							
・	・	・	・							